同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十三会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千四百四十万千円（一二四、四〇一、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年一月二十四日に東京で

日本国外務大臣　玄葉光一郎

アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・V・ルース閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年一月二十四日に東京で

アメリカ合衆国
特命全権大使　ジョン・V・ルース

日本国外務大臣　玄葉光一郎閣下

○厚生労働省告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十四年二月三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　鈴丹健康保険組合

2　事務所の所在地　愛知県名古屋市昭和区広路通二丁目五番地

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社鈴丹　愛知県名古屋市　外一事業所

二　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ユニーグループ健康保険組合

2　事務所の所在地　愛知県稲沢市天池五反田町一番地

3　設立事業所の名称及び所在地　ユニー株式会社　愛知県稲沢市　外十八事業所

三　認可の年月日　平成二十四年一月十二日

○国税庁告示第四号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成二十三年三月国税庁告示第八号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについて、平成二十四年四月二日とする。

平成二十四年二月三日

国税庁長官　川北　力

都道府県名	地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

○厚生労働省告示第三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
シーエスケイ健康保険組合	SCSK健康保険組合	平成二十三年十二月一日

○厚生労働省告示第四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
四国地区信用金庫健康保険組合	主たる事務所	香川県高松市西の丸町十三番五号	香川県高松市紺屋町二番地六	平成二十三年十一月二十一日
第一三共グループ健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋小網町一番八号	東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号	平成二十三年十一月二十八日
ノーリツ健康保険組合	主たる事務所	兵庫県神戸市中央区江戸町九十三番地	兵庫県明石市二見町南二見五番地	平成二十三年十一月二十八日
北海道通運業健康保険組合	主たる事務所	北海道札幌市中央区北五条西六丁目	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地四十七	平成二十三年十二月一日
ニヤクコーポレーション健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区湊三丁目三番一号	東京都江東区冬木十四番五号	平成二十三年十二月一日
鹿児島県信用金庫健康保険組合	主たる事務所	鹿児島県鹿児島市泉町四番地八	鹿児島県鹿児島市泉町二番三号	平成二十三年十二月十二日
三井造船健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区亀戸一丁目五番七号	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番一号	平成二十三年十二月二十三日
DIC健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区京橋一丁目十一番八号	東京都千代田区外神田二丁目十五番二号	平成二十四年一月一日
東洋製罐健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	東京都品川区東五反田二丁目十八番一号	平成二十四年一月十六日
東洋ガラス健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	東京都品川区東五反田二丁目十八番一号	平成二十四年一月二十三日

○農林水産省告示第二百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、昭和四十三年四月十九日農林省告示第五百六十四号（瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

和歌山の項を次のように改める。

和歌山	一五六	（〇）

表合計の項を次のように改める。

合　計	九〇二	（一五〇）